

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 8 月29日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第16号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和33年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
組織		職		組織		職	
知事	略			知事	略		
	現地 機関	略			現地 機関	略	
		農林水産 商工本部	略 国際交流プラザ所長			略 3種	農林水産 商工本部
		農業技術防除センター所長 地域農業改良普及センター 所長	3種 3種				

改正前					改正後					
略	略	略	上場営農センター所長 略	3種 略	略	略	略	上場営農センター所長 略	3種 略	
			県土づくり本部	農林事務所長（佐賀中部農 林事務所に限る。） 農林事務所長（佐賀中部農 林事務所を除く。） 農林事務所副所長 土木事務所長（佐賀及び唐 津の各土木事務所に限る。） 土木事務所長（佐賀及び唐 津の各土木事務所を除く。） 土木事務所副所長 略				2種 略 3種 略 4種 略 2種 略 3種 略 4種 略	県土づくり り本部	土木事務所長（伊万里土木 事務所を除く。） 土木事務所長（伊万里土木 事務所に限る。） 土木調整監 土木事務所副所長 略
略		略			略		略		略	

附 則

この規則は、平成26年9月1日から施行する。